

○公述人2：横浜環状道路南線（圏央道）対策連絡協議会（連協）会長 比留間 哲生

【公述人】 ただいまご紹介にあずかりました連協の比留間と申します。以降、ちょっと座らせていただきます。

今日の公述では、先ほど来、事業者、起業者として事業の正当性ということで述べてきたようですが、われわれはそれに対して、初めから疑問の連続であると、だましの連続であるということ、われわれが事実をもって今日ここに報告をして、この認定は値しないということを述べさせていただきます。

まず、ちょっと自己紹介しますが、私は栄区、昔の戸塚区なんですけれども、庄戸、先ほど「庄戸トンネル」という言葉が出ましたけれども、あそこの近くの住民です。

この住民になったのは、昭和52年に土地を求めました。それで、56年に家を建てて、そのあと、私は現役でずっとやっていたから、道路関係についてはあまり関係していませんでしたけれども、先ほど来のお話のとおり63年に計画が突如発表されて、そのところのわれわれの近くの道路予定地が実は高速道路であったということで、これが大変なことになりまして、住民としては、そこから運動が始まったわけです。すなわち連協の歴史は、そのところから、平成の年号と同じ回数をもって今年27年の年になっていると、こういうふうにご理解いただけたら、ありがたいと思います。

それでは私の、どこがおかしいか、ちょっとこれ顔を横に向けて見ていただきたいんですが、2つあります。上が、これが桂台ですね、下が庄戸ですね、こういう看板があったわけです。「この用地は都市計画道路（幹線街路）です。」ということなんです。

それで、私は土地を買った時にこれを、実は私サイドは三井不動産です。そこの営業マンから、これができたら大船までバスで行かれます、ああ、これは便利でいいねということで、その時に持っていたわずかな手付金を払って土地を確保したわけです。そういうことだったのです。

ところが、これについて、これは実は真っ赤なうそなんです。どういうふうなうそかというのは、これは、そのあと63年からスタートして、われわれが横浜市長に、町会長としてこれはほんと、どういうことなのだという質問書を出しまして、その回答をもらっています。

この文書は、高秀市長から、われわれの3丁目の町会長にあてた文書です。高秀市長は、この辺にいらっしゃる国交省の大先輩ですよ。事務次官までやられた方ですね。それが市長です。その市長がうそをついているのです。

どういうふうなうそをついたかということ、昭和46年ごろから48年にかけて、「本市と開発事業者の間で協議した結果、高速道路としてのお願いをとりやめ、幹線街路ということで販売していただくことになりました」と。すなわち高速道路ということ、開発会社、三井不動産、大林不動産、これは売れないから、何としてでも高速道路を隠させてほしいと。そしたら、分かった、それでいいと、それがこれなんです。こういううそを

ついているのです。そこからスタートしたわけですが、この運動は。

それで、これは実は高裁、最高裁まで争いました。この時の裁判長は、地裁でもって、この証拠を曲解しているのです。高速道路であることをとりやめという部分を、高速道路ではないと、こういうばかなことを言っているのです。

その時のわれわれとの質問集会で、その時の担当者、手塚係長という方だったんです。その係長の証言、その証言では、そのとおりで、向こうから頼まれたからやったんだと、こういう記録があります。これも裁判長は、ちょっと古いから、その時の裁判は、実は平成10年ですから、もうだいぶたっている、それで、なおかつその時は係長であるから、記録に残されるなんてことも知らないで言ったに違いない、すなわち証拠に採用しないということで、その裁判は、結局、行政の勝ちにしたのです。司法は大体、98%行政の肩を持ちますので。

そういうことで、この裁判は、そちらにおられる起業者サイドからすると、これは確定しているのだから何を言っているのだということでしょうけれども。実は去年このことに、土地を買った者、それが契約違反であると、うそだから契約違反であるということで訴えました。それによって、横浜地裁は新しく判決をしました。ということで、これはうそであるという実に判決になったわけです。

なぜか。もうこれは時効だから返却しなくていいという、これ時効ということは、うそを認めたということなのです。ということで、これは事実として、うそが残っています。いまだに残っているのです。こういう事業なのです。

ということで、実はこんなことを言ったら申し訳ないのですけれども、今は道德教育というのが小学校1年からあります。文科省では指導要領をきちんと作っています。その中に小学校1年生向けに4番目の項目として、うそをついてはいけない、人をだましてはいけないということを教えろというふうに書いてあります。その連続が、これからまたあるわけです。その次にまたお話をします。

その次には、これは画面はありませんけれども、この高速道路の事業について、この計画は、なんと大昔からずっとあったわけですね、戦後の復興のためということで。

しかし、市民の参加というところには全く触れていません。事業を行うときには、計画をまずは立てるわけですが、都市計画のことじゃないですよ、これは法律に基づいたやつですけど、その前の事業化の構想段階から市民の声も聞いて全体でこれで行こうというものは、必ず文書として国であり市であり残すはずなのですが、これがないのです。それで、われわれは情報公開で求めましたけれども、なし。

そこで最後には、横浜市の情報公開審査会、第三者が入っている審査会ですよ、その委員長が、そんなばかなことはない、横浜市長に向かって、何としてでも探して出せという命令が下りました。

ところが、結果としては出てきません。そういう事業であるということですね。ここにも、だましがあります。

さて、その次、このたびの事業認定申請、これに至っては、先ほど松實課長も、しらっ
と書いていましたけれども、ここに大変なごまかしが、実はあります。

その時のまずは記者発表で、われわれに対していきなり土地収用をかけるぞということ
で発表がありました。その時の文書です。「平成26年1月末現在では、80%の用地を取
得し」と、こうありますね。

これは実は基準が違うのです。なんと、ここに一番上に書いてあるのは国交省地方整備
局ですよ、関東地方整備局では、きちんと国民に知らせなきゃいけない用地取得率とは何
かというのがきちんと出ています。局長通達ここにあります。用地取得率とは、この下に
ありますね、土地所有者関係人数全体に対する契約済みの土地所有者関係人数の割合だと。
土地の面積じゃないんですよ。

ということで、これをごまかして使っているのは、その上に事業認定申請適期というの
がありまして、用地取得率が80%を超えたとき。だから、これに、引っかけて国民を
だましているのです。

じゃあ、その時の公表しなければいけないというやつは幾つであったかということ、ここ
にあります。ここの真ん中に、ちょっと見にくいかもしれませんが、1月1日現在、3月1
7日の事業説明会には、この数字(44%)が出てこなきゃいけないのです。これを使っ
ていません。こんなのを使ったら、まだ適期ではないじゃないかと言われますから、土地
面積でやると、こういうことですね。

それで、それが実に確信犯であるというのが、ここにあります。これは当日の事業説明
会の説明資料です。大きく用地取得率という、われわれ一般の人じゃなくて自分たちが言
うとき、関東地方整備局の人間が言うときには、これはもう定義されている言葉なので
すよ。そこで80というのは言っちゃいけないのです。というのは、自分たちが分かっ
てるから、申し訳ない、小さくて見えませんが、ここに、実に非常に汚い姑息な手段
で、確信犯ですね、ここには、「この80%は土地の割合です」と書いているの。だから、
分かっているごまかしてるんです。分かっているやっっているのですよ、こういうこと
を。とんでもないことです。ということで、われわれはこれを「捏造」と称しています。

そこで、もう1つ大変なことがあります。もっとひどいのは、ここに、これは実は今日
は横浜市の問題ではありませんが、私は、要旨にもありますけれども、これは実によそ
であると。

それで私が言いたいのは、先ほど来出ていた事業認定の要件の中の第2号、十分な意思
と能力、能力に欠けているということを私は言いたいがために、ここに出しておきました。
ここもちょっと、そちらからは見にくいですので、私が読んで差し上げます。

横浜市の財政局、ここでは土地収用法の解説を行っています。その中に実に、今日もチ
ェックしてきましたが、これが国民に公開している情報なのです。実に間違ったことを言
っています。もう明らかに書いてあります。「取得率とは面積比」であると。それを、ぬけ
ぬけと言っているのですよ、横浜市は。それで申請適期は80%、ここだけずるく80を

使っているのです。それでなおかつ、ここにはありませんけれども、現状の公表はやっていません。上郷公田線、これはちょっと関係ありませんけれども、横環南の上を通りますけれども、これ書いてありません。

とにかく言いたいのは、こういうことを先ほどの局長通達で出しているのに、横浜市に対して指導をしていないのですよ。そのままで出しているのです。だましを続けさせているのですよ。これは、国交省は明日にでもすぐに撤回させなさい。それはやらなきゃいけません。こういうことを平気でやっています。

ということで、そこの中で実に、横浜市の市議会でもって、きちんと説明があります。これは、議事録がこれは正規のものであるということで、9月26日、去年のですね、ここで決算委員会で質問をしていただきました、ある議員に、その議事録の表紙です。ですから、この中の言葉は、向こう、議事録が作った言葉ですよということが言いたいのです。

それでここに、ここも見にくくて、お読みいただけないかなと思います。

議員が聞いたのです。次に、国土交通省通達が定義している算出方法で、南線及び上郷公田線の用地取得率は幾つか確認した。そしたらば手塚道路局長、ここが、これが言いました。「関係人など権利者数の割合では68、収用対象の面積の割合では86」、それで86を使ったぞと暗に言っているわけです。それで、市民は初めてここで68というのを聞いたのです。

ちょっと混乱すると申し訳ないんですけども、これは9月26日です。そちらにいらっしゃる関東地方整備局の方々をご存知のように、これ半年に1回変えています。1月1日は44でした。6月1日に68と発表を変えています。その数字をここで言っているのです。けれども、これはここで初めて出てきた数字なのです。それで、手塚局長というのは、先ほど出てきたうそ表示を認めた担当者です、その時の道路係長。これが今また同じようなだましをやっているのです。

それで、なんと、ここで驚くべきことに、関係はちょっと横環南ではないのですが、一緒に走っている上郷公田線、これの説明会では96%と、これは土地面積でももちろん言っています。それが幾つであるかと、ここで初めて大変なことが分かったのですよ。25%ですって、これを答えています。よろしいですか。そういうことを平気でやっているというのが起業者です。そういう起業者に、この事業を進める資格はありません。

最後になります、同じような手口でもって、これはごまかしとは言いません、ですけども、今言っているこの土地、土地収用法の手続についても、これは実は身内のお祭りごとになるわけですね。こちらに座ってらっしゃるのは、先ほど言いましたように総合政策局ですか、そちらが地方整備局、それからNEXCOといっても国が99%持っている会社ですから国です。要するに、身内でやっているわけですよ。

それで、同じように事業の進捗をチェックしよう、国民に分かりやすくしてあげようということで、事業評価監視委員会というものを局内に設けて、第三者にチェックをさせる

という方向を持たせてやっています。それで安心ではないかということでしょうけれども、ここで実にまた問題があります。

ここに、この法律ができてから去年まで、今一番新しく出てきたのは25年度までなのですが、平成10年度から25年度まで、関東地方整備局ですよ、そこで道路関連について評価した、その評価の総数がここに出ています。ちょっと見えにくいのですが、それをちょっと口頭で申し上げます。審査数、これは、だから16年間で349件、そこで再評価は320件なのですが、言いたいことは、その中で休止、中止というものが何件あるか。全くゼロです。毎年ゼロです。

すなわちこれは、事業を進めるための監視であるのだと、事業評価推進委員会と称すべきものであって、こういうことを、今の世の中で続けてやってはいけないのですよ。これは、自分たちでは分かっているのですから、さっき言ったように確信犯的なことをやっているのですから、自ら手を挙げて省庁横断で第三者を入れて、それで本当の評価をすると。例えば会計検査院のように。関東地方整備局の、話は飛びますけど、B/Cの問題について、きちんとおかしいぞと言ったと。自分たちじゃ言えないのです。分かっているのです。

そういうことをわれわれは許してはいけないということで運動を続けています。決して地域のエゴではないのです。国を、こういうことをやっていたら国民をだますことは許されないと、許せないということで、われわれは活動しています。

そういうことで、今日は、前段の事業の進め方については、いろいろまだ言いたいことはありますけれども、いかに市民、住民、国民をだまして先に事業を進めようとしているのか、これを、実例を挙げて申し上げました。

最後に、先ほどの事業認定の要件ということで、もう一度言いたいと思います。

第20条には公共利益となる事業に該当する、2番は十分な意思と能力、3番は土地の合理的な利用、4番は公益性、これが全部合わないといけないのだぞと言うのですけれども、飛び抜けて、国民をだましながら仕事をするということは絶対に許されません。これは、何としてでも考え直す必要があります。

それから、この公聴会についても、23条にきちんと書いてあります。利害関係者に一般の意見を求めなければならない。今、ちょっと聞いていていただきたいと思います。一般の意見を求めなければならないのです。それを聞いて参考にして直していけということは何とも書いてないのです、この法律は。

ところが25条では、社会資本整備審議会がございますね。これについては審議会の意見を聞き、その意見を尊重しなければならない。何ですか、これは、この温度差は。国民に対しては、話を言いたいのだったら、そういう機会を設けてやろうと。それを聴くとは書いてないんです。参考にするとも書いてないんです。

ということで、この公聴会自体も形骸化するわけですがけれども、そんなことを言うてはいけません。これもやはり今後の日本のために、こういう機会に変えていかなきゃいけない。そういうふうに、われわれは思っています。

ということで、この事業は、起業者は先ほども縷々事業の効果を説明しましたがけれども、これは、今こんなに混んでいるからということで説明があったようですけれども、道路事業というのは、50年先を見てやらないといけないのです。その見直しというのが一番大切なことなのです。これを全く何の話もしていない。

これから、われわれの仲間がその辺の話をするかと思えますけれども、日本の形は変わっていくわけです。それに対して、この道路計画がそのままでいいのですかというところを私たちは追及していきたいと今後とも思っていますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。